

## 【必ずご確認ください】

### 施設利用約款

#### 第 1 条(適用)

本利用約款は有限会社高井プロジェクト(以下「会社」という)が管理運営するマグーナ(以下「本施設」という)の施設利用者(本施設の業務に従事する者を除いた、

施設内に入館したすべての方をいいます)に対して適用されます。

#### 第 2 条(利用資格)

本施設は、次の各号の条件をすべて満たす方に限り利用できます。

- 1.本施設の会員、または会則等の諸規則に基づいて利用が認められた方。
- 2.施設利用に支障がない健康状態であると自ら申告し、自らの責任において利用される方。

#### 第 3 条(利用の方法)

1.施設利用者は、施設へ入館・入室するとき、及び退館・退室するときに、本施設所定の手続きを行わなければなりません。

2.施設利用者は、施設の利用にあたり本施設の諸規則及び本施設に掲示してある利用方法を遵守しなければなりません。

3.施設利用者は、本施設の利用にあたり、本施設の指導員または従業員の指示があった時はそれに従わなければなりません。

#### 第 4 条(利用可能日時)

本施設の利用可能な日時は、本施設が本施設ごとに別途定める営業日・営業時間とします。

#### 第 5 条(利用の禁止)

1.第2条にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する方は、本施設の施設を利用できません。

- 1) 本施設の諸規則に違反し、または違反するおそれのある方
- 2) 本施設の名誉または信用を傷つけ、または傷つけるおそれのある方
- 3) 本施設の秩序を乱し、または乱すおそれのある方
- 4) 伝染病その他第三者に感染するおそれのある疾病に罹患している方
- 5) 暴力団関係者または反社会的な組織の関係者の方
- 6) 医師等により運動を禁じられている方、または妊娠されている方
- 7) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有する方
- 8) 飲酒、薬物の摂取等により、正常な施設利用ができないおそれのある方
- 9) その他、本施設が施設利用を適当ではないと認める方

2.但し、各号のいずれかに該当する方であっても、本施設の判断により利用を認める場合があります。

#### 第 6 条(禁止行為)

施設利用者は、施設内で次の各号に該当する行為をしてはなりません。

- 1) 第三者や施設スタッフ、本施設、会社を誹謗、中傷すること
- 2) 第三者や施設スタッフを殴打したり、身体を押したり、拘束する等の暴力行為
- 3) 第三者や施設スタッフに物を投げる、壊す、叩くなど、恐怖を感じさせる危険な行為
- 4) 第三者や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等のストーカー行為
- 5) 第三者や施設スタッフに対し、大声や奇声を発し、行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為
- 6) 本施設の施設・器具・備品の損壊や落書きや造作、備品の持ち出しをすること
- 7) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為
- 8) 無許可での写真・ビデオ撮影、録音等や、指定場所以外での携帯電話の使用

- 9) 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動
- 10) 高額な金銭、貴重品の館内への持ち込み
- 11) 刃物など危険物の館内への持ち込み
- 12) その他、本施設が会員としてふさわしくないと認める行為

#### 第7条（施設からの退去）

施設利用者は、以下の場合に本施設の指導員または従業員より施設からの退去を求められた時は、それに従わなければなりません。

- 1) 本利用約款に違反し、または違反するおそれのある場合
- 2) 本施設の施設内における秩序を乱し、または乱すおそれのある場合
- 3) その他本施設が必要と認めた場合

#### 第8条（私物の管理）

1.施設利用者は、施設利用中、自らの責任において私物の管理を行うものとします。  
2.施設利用者は、施設内のロッカーを使用する場合、ロッカーの鍵を自ら保管するものとします。また、本施設はロッカー内収容物の保管について何らの保障もしません。

#### 第9条（駐車場）

1.会社及び本施設は、その責めに帰すべき事由による場合を除き、その設置する駐車場内における車両及び積載物等に関する滅失又はき損等の損害（第三者による場合を含む）について、一切賠償の責めを負わないもとします。

また、駐車場利用者は、駐車場内での接触その他の事故により、他の駐車中の車両に損害を与えたときは、各当事者間で責任をもって解決しなければなりません。

2.提携駐車場については、その駐車場を運営する会社との契約となりますので、別途定める契約や規約等の内容に従ってご利用下さい。

会社及び本施設は、提携先駐車場で発生した事故やトラブル等に関して一切責任を負いません。

## 会員規則

### 第 1 条(定義)

本会員規則(以下「会則」という)は、マグーナ(以下「本施設」という)の会員及び会員であった方(以下「会員」という)並びに本施設に入会しようとする方に適用します。

### 第 2 条(運営・管理)

本施設は有限会社高井プロジェクト(以下「会社」という)が運営・管理を行います。

### 第 3 条(目的)

本施設は、会員が本施設を利用することによって、会員が追及する健康及び美容の維持、増進を図ることを目的とします。

### 第 4 条(会員制度)

1.本施設は会員制とします。

2.本施設に入会を希望される方は、本会則に基づく入会契約を会社と締結するものとします。

本会則及び入会契約は会員として在籍する期間(及び退会後も本会則・入会契約が定める範囲)において有効とします。

3.会員は、入会する際に本施設に定められた会員種別を選択し、当該種別所定の利用範囲に応じて諸施設を利用することができます。

4.本施設は、会員の種別及びその内容を設定もしくは変更または廃止することができます。

### 第 5 条(会員証)

1.本施設は会員に対し、会員番号を発行します。

2.会員は本施設の利用に際し、会員証を提示しなくてはなりません。

3.会員証は、本人のみが使用することができ、本人以外の者は使用できません。

4.会員は、会員証を紛失した場合は、速やかに再発行の手続きをしなければなりません。その際所定の費用を負担していただきます。(月会員証のみ)

5.会員は、会員資格を喪失した場合は、速やかに会員証を返却しなければなりません。

### 第 6 条(ビジター)

1.会員が同伴する会員以外の方及び本施設または会社が適当と認めた会員以外の方(以下「ビジター」という)は、以下の条件を全て満たす方に限り、店舗施設を利用することができます。

1) 第 8 条の会員資格に準じる方

2) 本施設利用に際し、別に定めるビジター利用料をお支払いいただいた方

2.会員は同伴したビジターの店舗施設利用中の行為について一切の連帯責任を負います。

3.ビジターには、本会則を準用します。この場合、本会則中「会員」を「ビジター」と読み替えるものとします。

### 第 7 条(施設の利用)

1.会員は、別途定める会員種別ごとの内容でのみ本施設を利用できるものとします。なお、自らの種別以外の内容で本施設を利用する場合は別途料金を支払うものとします。

2.施設の利用は全て予約制とします。予約後、施設が定める時間を超えてのキャンセルには、キャンセル料金が発生します。【直前キャンセル: 1,100 円 / 無断キャンセル: 3,850 円】

### 第 8 条(入会資格)

1.本施設の入会資格は、以下の項目全てを満たした方とします。

1) 本施設会則及び諸規定を遵守される方

2) 本施設に定めた年齢以上の方。ただし、未成年者の場合、入会についてその親権者の同意のある方。

- 3) 暴力団または反社会的な組織の関係者でない方
- 5) 医師等により運動または本施設が提供するサービスの利用を禁じられていない方
- 6) 心臓病、高血圧症、精神病及びこれに類する疾患のない方
- 7) 妊娠していない方
- 8) 感染症及び感染性のある皮膚病のない方
- 9) スポーツクラブ、ヨガスタジオ等、会員制の団体より除名等の処分を受けたことのない方
- 10) その他、本施設または会社が会員として適さないと判断した以外の方

#### 第 9 条(月会員入会手続)

1. 会員の資格は、入会希望者が本施設所定の入会申込書により手続きを行い、それに伴う本施設の入会承認を得たうえで、所定の費用の払い込みを本施設が確認したときに発生します。
2. 未成年者が本施設に入会するときは、その入会希望者の入会に同意した親権者は本会則に基づく責任を本人と連帯して負うこととします。未成年者の月会員登録は 16 歳以上とします。

#### 第 10 条(入会金・諸会費)

1. 事務手数料及び月会費、オプション料、レンタル料、レッスン料、トレーニング料(以下総称して「諸会費」という)は本施設または会社が別に定めます。
2. 諸会費は、会員が本施設の施設等を利用する権利または会員資格を維持する権利を取得・保持するために支払うものであり、所定の期日までに納入していただきます。

#### 第 11 条(諸会費の決済)

1. 会員は本施設利用にあたり本クラブまたは会社が定める金額の諸会費を、選択した方法によって定められた期日までに支払うものとします。ただし休・祭日または金融機関の都合により変更が生じる場合がありますのであらかじめご了承ください。
2. 会員は施設利用の有無にかかわらず、在籍する限りは所定の諸会費を支払わなくてはなりません。
3. 諸会費は月単位で生じるものとします。
4. 諸会費決済が行われていない会員に対して、本施設は決済が完了するまで一時的に本施設の全部または一部施設の利用を差し止めができるものとします。

#### 第 12 条(損害賠償責任)

1. 会員が本施設の利用に際して生じた盗難、傷害その他の事故については、本施設または会社の責に帰すべき事由による場合を除き、本施設または会社は一切損害賠償の責を負いません。
2. 会員間に生じたトラブルについては当事者間で解決するものとし、本施設または会社は一切その責を負いません。

#### 第 13 条(会員の損害賠償責任)

会員が本施設の諸施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により本施設もしくは会社または第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。

#### 第 14 条(会員資格の喪失)

会員は、次の各号のいずれかに該当する場合、当然に会員資格を喪失します。

- 1) 第 17 条の退会手続きが完了したとき
- 2) 第 15 条により本施設または会社に除名されたとき
- 3) 会員本人が死亡したとき
- 4) 第 8 条に定める入会資格を欠いたとき
- 5) 運営上重大な理由により本施設を閉鎖したとき

## 第 15 条(除名)

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、本施設の判断でその会員を本施設から除名することがあります。

会員は除名された時点で会員の資格を喪失し、入会金、諸会費等に関する一切の金銭の返却はしないものとします。

- 1) 本施設の会則または本施設または会社が定めた諸規則に反する行為があつた場合
- 2) 本施設の名誉または信用を損ねる行為または秩序を乱す行為があつた場合
- 3) 本施設の施設等を故意または重大な過失により損壊した場合
- 4) 法令に違反する、または社会通念もしくはマナーに著しく欠ける行為があつた場合
- 5) 危険な行為、または他の会員に対する迷惑行為があつた場合
- 6) その他本施設の会員としてふさわしくないと本施設が判断した場合

## 第 16 条(退会)

1. 会員が何らかのやむを得ない事情がある場合のみ退会とします。

2. やむを得ない事情により退会する場合は、退会希望月の前月 10 日までに本施設が規定する退会届の提出による退会手続きを完了させた場合に、希望月末日をもって退会とします。

電話・Web メール・本施設が規定する書式でない文書での申し出はこれを認められません。

3. 退会届の提出が第 2 項所定の期日を過ぎた場合には、翌月末日をもって退会となります。

4. 退会月の諸会費は、実際の利用がなくてもこれを全額支払わなければなりません。

5. 会員は退会手続きが完了するまでの間の諸会費を支払う義務があり、諸会費に未納金がある場合には退会後であっても全て完納するものとします。

## 第 17 条(会費の返金)

1. 一旦納入いただいた諸会費は、本会則、入会契約もしくは法令の定めまたは本施設または会社が認める止むを得ない理由がある場合を除き、返金いたしません。

2. 会員が入会後、第4条に定める入会契約所定の利用開始日以前に入会取り消しの申し出をする場合は、本施設の定めたキャンセル料を支払うものとし、お支払済み諸会費との差額を返金するものとします。

3. 本施設が別途定める在籍継続期間に係る条件を充たし諸会費の割引特典が適用されていた場合で、当該在籍継続期間に係る条件を充たす前に退会となった場合、当該特典は無効となり、経過期間については入会時に遡って精算し、正規の諸会費との差額を支払うものとし、お支払済み諸会費との差額を返金するものとします。

4. 会員が諸会費を複数月前払いしている場合において、その期間中に退会した場合の諸会費返金については、本施設または会社が別途定める基準によるものとします。

## 第 18 条(変更手続)

会員が会員種別の変更を希望する場合には、希望前月 10 日までに本施設指定の変更届を提出するものとし、翌々月 1 日からの変更となります。

ただし、妊娠、傷病の場合は別途会社の定める基準によるものとします。(妊娠の場合は母子手帳、傷病の場合は医師の診断書を提示していただく場合があります)

電話・Web メール・本施設または会社が規定する書式でない文書での申し出はこれを認めません。

## 第 19 条(諸規則の遵守)

会員は、本施設の諸施設の利用にあたり、本会則および施設利用約款を遵守し、本施設スタッフの指示に従っていただきます。

## 第 20 条(変更事項の届出)

会員は入会申込書の記載事項に変更があった場合、速やかに本施設に変更を届け出るものとします。

## 第 21 条(店舗の閉鎖・休業)

1.次の各号に該当し施設の利用に支障が生ずる場合には、本施設または会社は、諸施設の全部または一部の閉鎖、もしくは休業をすることができます。

- 1) 法令が制定・改廃されたことにより、施設の利用に支障が生じたとき
- 2) 気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと判断したとき
- 3) 施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ないと判断したとき
- 4) 安全を維持できない等施設が必要と判断した場合
- 5) 経営上必要があると認められたとき
- 6) その他、法令等に基づく関係官庁からの指導による場合などの重大な事由によりやむを得ないと本施設または会社が判断したとき。

2.あらかじめ休業が予定されている場合は、原則として1ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。

3.本条に基づく休業期間が 15 日を超えた場合には、当該休業期間の日割回数相当分の支払済み会費を以後の会費に充当することとします。

## 第 22 条(放置物の取り扱い)

本施設における退会・除名後の放置物について、会社は 1 ヶ月間保管するものとし、その間に受取りがない場合、会員は一切の権利を放棄したものとし、会社にて処分することに異議を述べないものとします。ただし、腐敗等安全衛生上の問題を生じる恐れがある場合、会社は上記期間の経過前であっても処分を行うことができるものとします。

## 第 23 条(個人情報保護)

会社は、会社及び本施設の保有する会員の個人情報を、会社が別途定める個人情報保護方針にしたがって管理します。

## 第 24 条(諸会費等の変更)

本施設は、本会則に基づいて会員が負担すべき諸会費を、社会情勢の変動に基づいて変更することができます。

## 第 25 条(通知方法)

本施設または会社から会員に対する通知は、施設内掲示を原則とし必要に応じて会員から届け出のあつた住所、電話番号またはメールアドレス宛に行うものとします。

## 第 26 条(会則の改定)

1.会社は必要に応じて本会則及びその他会社が定める諸規則を改定することができます。

2.改定された会則は本施設所定の方法で告知されたときから効力を生じ、以後当該告知がなされた本施設の全会員に適用されるものとします。

## 第 27 条(告知方法)

本会則及び本施設または会社の定める諸規則に関する告知は、ホームページ及び本施設施設内に掲示する方法により行うものとします。